

薬生食輸発1114第4号
令和元年11月14日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(米国産とうもろこし(爆裂種に限る。)のデルタメトリン及びトラロメトリン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正:令和元年11月14日付け薬生食輸発1114第1号)にて通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において米国産とうもろこし(爆裂種)からデルタメトリン及びトラロメトリンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対して自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

記

別添1の米国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
とうもろこし(爆裂種に限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		デルタメトリン及びトラロメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるデルタメトリン及びトラロメトリンが検出されるおそれがあるため。

を追加する。